

ここがポイント！建築確認（申請書編）

～事例から学ぶ頻出指摘と正しい記載方法～

令和8年7月



一般財団法人

宮城県建築住宅センター



はじめに.

2025年の建築基準法改正以降、建築確認申請の審査が長期化しています。

本セミナーでは、令和7年度に寄せられた指摘事項をデータ化し、その傾向を分析いたしました。

指摘の頻度が特に高い項目は、多くの申請者様が共通して間違いやすいポイントとなっています。

本日の内容が、皆様の申請図書作成における一助となれば幸いです。

令和8年度のオンラインセミナー年間スケジュール.

▶年間を通して、申請書・図面について解説予定

開催回 テーマ	第1回 令和8年7月30日（木）	第2回 令和8年9月開催予定	第3回 令和8年12月開催予定	第4回 令和9年2月開催予定
テーマ①	ここがポイント！建築確認 ～確認申請書編～	ここがポイント！建築確認 ～意匠・設備図編～	ここがポイント！建築確認 ～構造仕様規定編～	みんな何に悩んでる？ 相談事例から見る設計のポイント
テーマ②	ここがポイント！建築確認 ～現場検査編～	『もう迷わない！』省エネが 変更になった時のルート改正	『手戻りゼロへ』 センター独自様式の活用術 “仕様表、現地調査表”	『ゼロから学ぶ！』住宅性能評価「耐震 等級1」の壁量計算と スムーズな申請のコツ
テーマ③	みやすまオンライン 設計住宅性能評価『共同住宅』 入力方法のポイント解説	省エネ仕様基準・誘導しよう基準のつま づきポイント解説『その①』	省エネ仕様基準・誘導仕様基準の つまづきポイント解説『その②』	
テーマ④	令和8年度「スマートエネルギー 住宅普及促進事業補助金」 について			

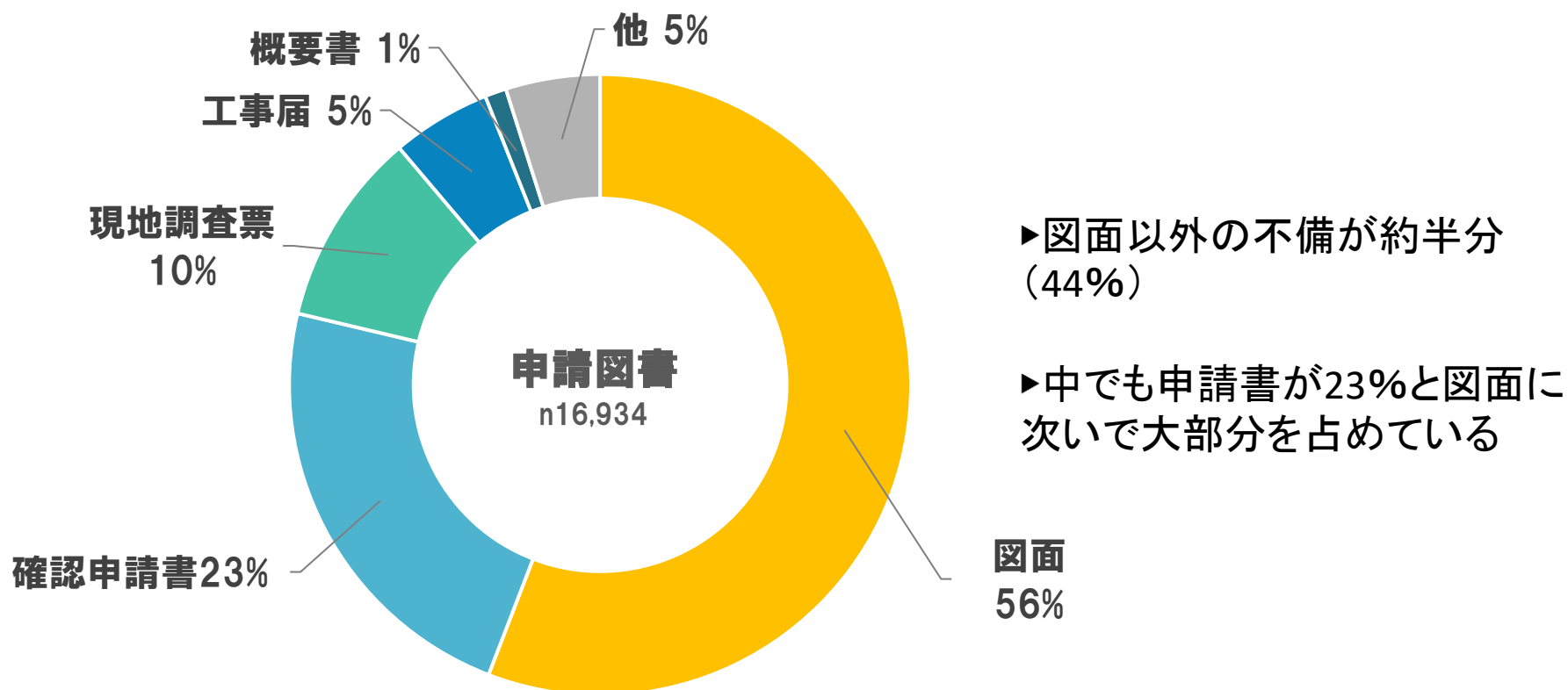
次第

- ▶ 1.指摘事項の傾向（図書別）
- ▶ 2.申請書の指摘事項傾向
- ▶ 3.工事届のよくある指摘事項

1. 指摘事項の種別（図書別）

1. 指摘事項の種別（図書別）

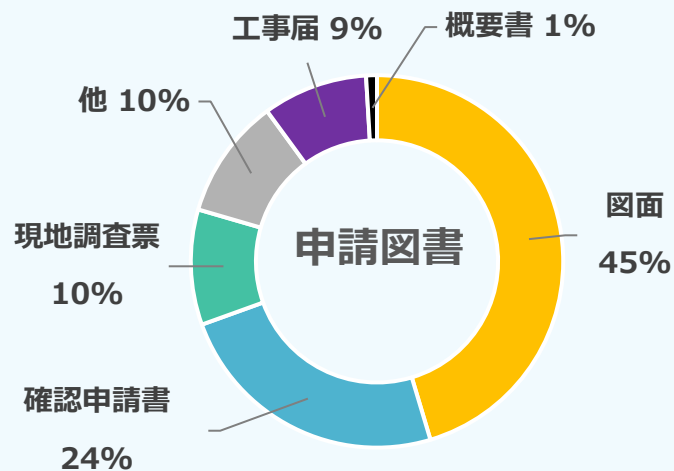
指摘事項の種別（図書別）



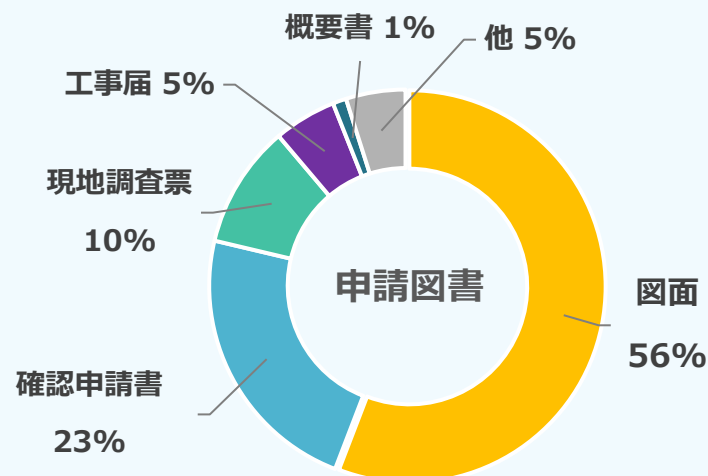
1. 指摘事項の種別（図書別）

令和6年度と令和7年度の比較

- ▶法改正により提出図面が増えたことで図面の割合が増えた
- ▶申請書の割合はほぼ変わらない
- ▶間違いやすいところが多い



令和6年度



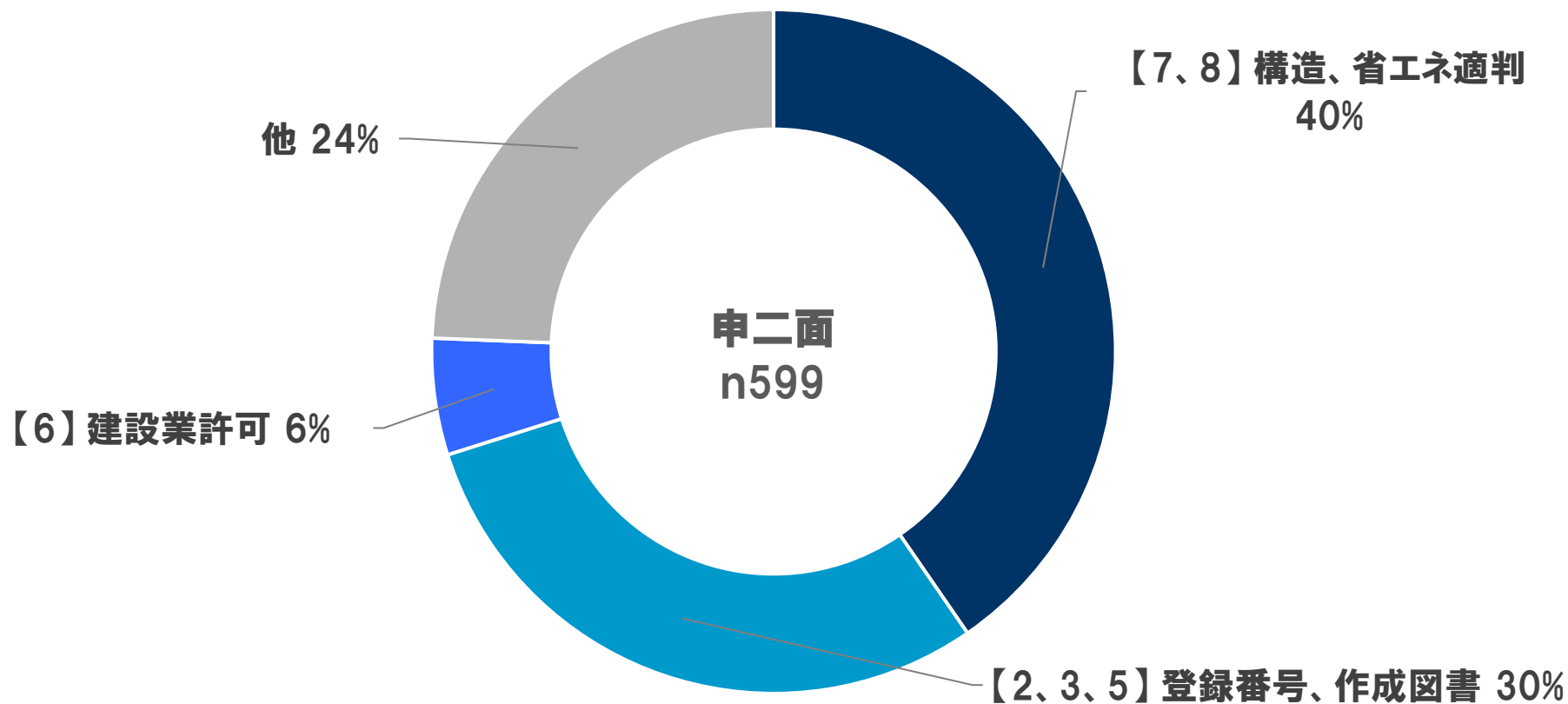
令和7年度

2. 申請書の指摘事項の傾向



2. 申請書の指摘事項の傾向

第二面



2. 申請書の指摘事項の傾向

第二面

①【7、8】構造適判/省エネ適判の☒漏れ・記載漏れ〈40%〉

▶申請/提出済の際は、（ ）内に提出機関名と場所（〇〇市〇〇区）を記載

▶省エネについては、提出不要の場合は、（ ）内に不要の理由を記載

・仕様基準：第1号イ

・誘導仕様基準：第1号ロ

・設計性能評価：第2号

・長期使用構造（長期優良住宅）：第3号

※特例有の場合は、（ ）内は記載不要

▶それぞれ適判の場合で、確認申請時に未提出の場合でも、申請/提出済みに記載してください
(最終的に提出済みとなるため)

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☒ 申請済 （ ☐判定機関 仙台市〇〇区 ）

☐ 未申請 （ ）

☐ 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐ 提出済 （ ）

☐ 未提出 （ ）

☒ 提出不要 （ 第1号イ ）

2. 申請書の指摘事項の傾向

第二面

② 【2,3,5】 登録番号・作成図書の記載ミス〈30%〉

- ▶ 番号の更新日前後も注意（5年ごとに更新）
- ▶ 作成図書の記載漏れや記載内容（特に構造図や構造計算書）
- ▶ 特に構造計算を行う場合、分業や外注するケースが多いので、記載に注意

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇〇 号
【ロ. 氏名】 仙台 市郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (宮城県) 知事登録第 2607 ■■■■ 号
株式会社〇〇建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 980-〇〇〇〇
【ホ. 所在地】 宮城県仙台市〇〇区〇〇3丁目〇〇-〇〇
【ヘ. 電話番号】 022-〇〇〇-〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式 (構造図、構造計算書を除く)

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇〇 号
【ロ. 氏名】 構造 二郎
【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (〇〇県) 知事登録第 〇〇〇〇〇 号
株式会社△△構造設計事務所
【ニ. 郵便番号】 980-〇〇〇〇
【ホ. 所在地】 宮城県仙台市〇〇区〇〇3丁目〇〇-〇〇
【ヘ. 電話番号】 022-〇〇〇-〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図、構造計算書

2. 申請書の指摘事項の傾向

第二面

③ 【6】 建設業許可番号の記載ミス 〈6%〉

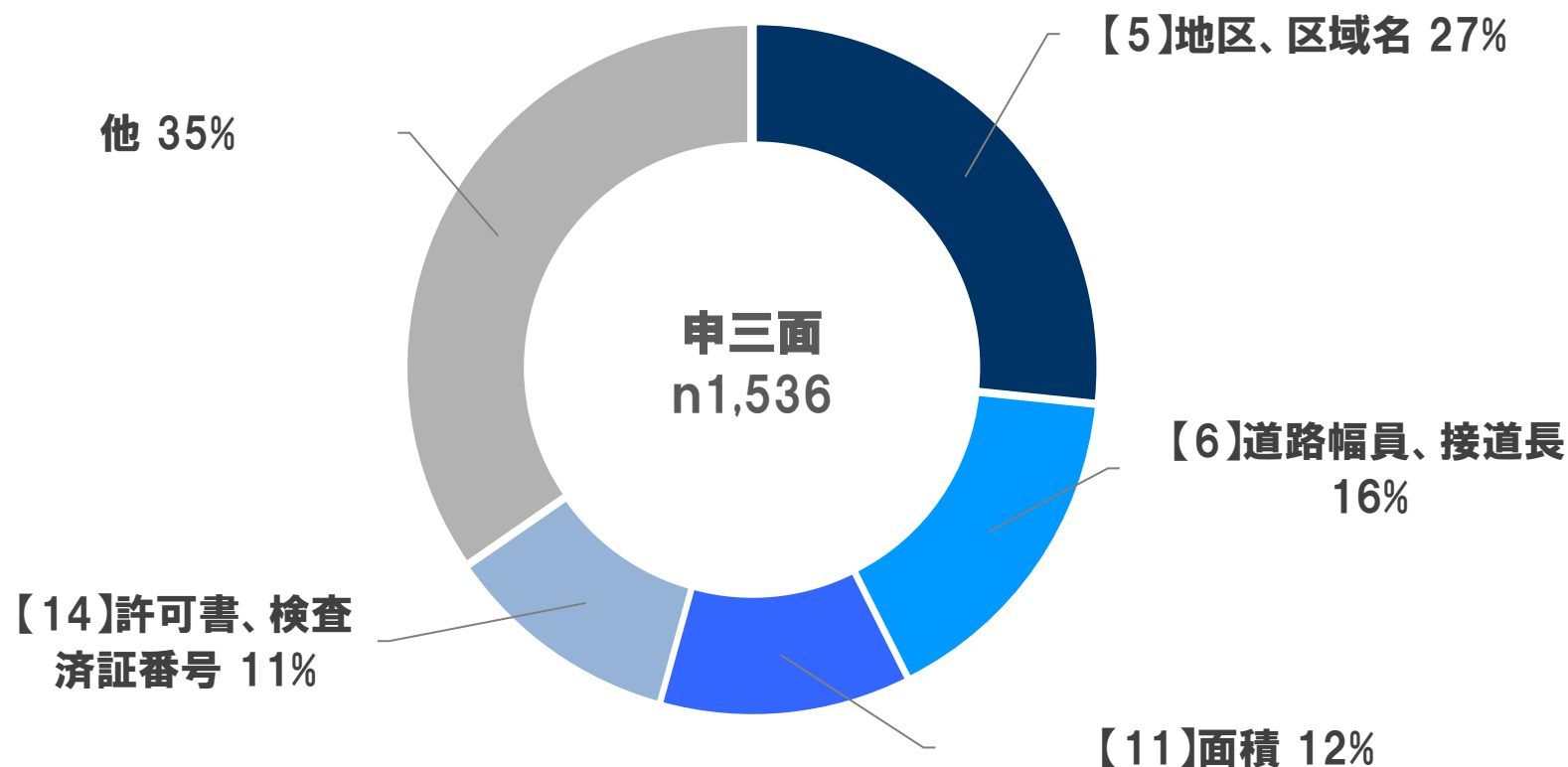
- ▶ 番号の更新日前後は注意
- ▶ (般) または (特) の記載ミスにも注意

【6. 工事施工者】	
【イ. 氏名】	代表取締役 住宅 武郎
【ロ. 営業所名】 建設業の許可	(〇〇県知事) 第 (般-5) 123456 号
	〇〇〇建設株式会社
【ハ. 郵便番号】	980-〇〇〇
【ニ. 所在地】	宮城県仙台市〇〇区〇〇前〇〇番地
【ホ. 電話番号】	022-〇〇〇-〇〇〇

※ 建設業許可番号も同じく5年更新

2. 申請書の指摘事項の傾向

第三面



2. 申請書の指摘事項の傾向

第三面

① 【5】 地域・地区の記載漏れ等 〈27%〉

▶ 仙台市

- ・ 高度地区
- ・ 宅地造成等工事規制区域/特定盛土等規制区域

▶ 宮城県（仙台市除く）

- ・ 宅地造成等工事規制区域/特定盛土等規制区域

▶ 該当時

- ・ 地区計画
- ・ 土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域
- ・ 災害危険区域
- ・ 駐車場附置義務条例

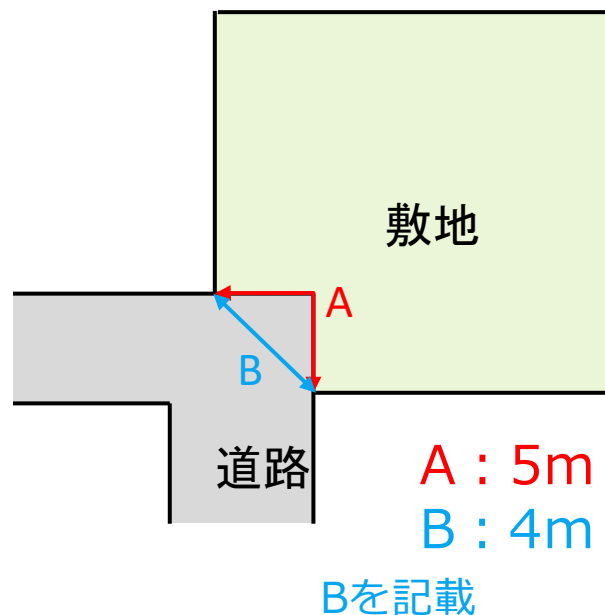
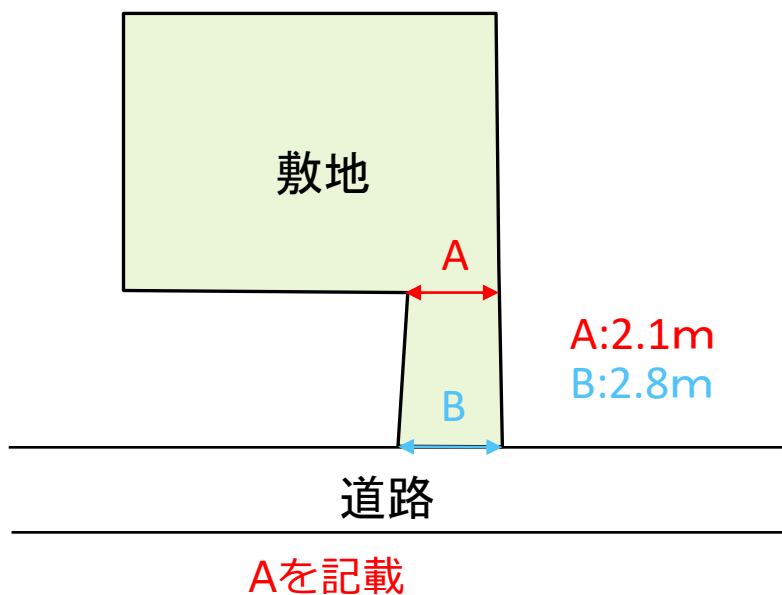
…etc

2. 申請書の指摘事項の傾向

第三面

②【6】道路幅員・接道長の記載ミス〈16%〉

- ▶2m以上接する道路のうち、幅員の大きい方の道路のについて記載
- ▶有効接道が取れていない場合は、取れている道路について記載
- ▶接道長は最も狭い部分を記載



2. 申請書の指摘事項の傾向

第三面

③【11】面積〈12%〉

▶容積率対象面積の記載に注意

▶各緩和対象

- ・共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分：全て
- ・自動車車庫：1/5
- ・宅配ボックス：1/100

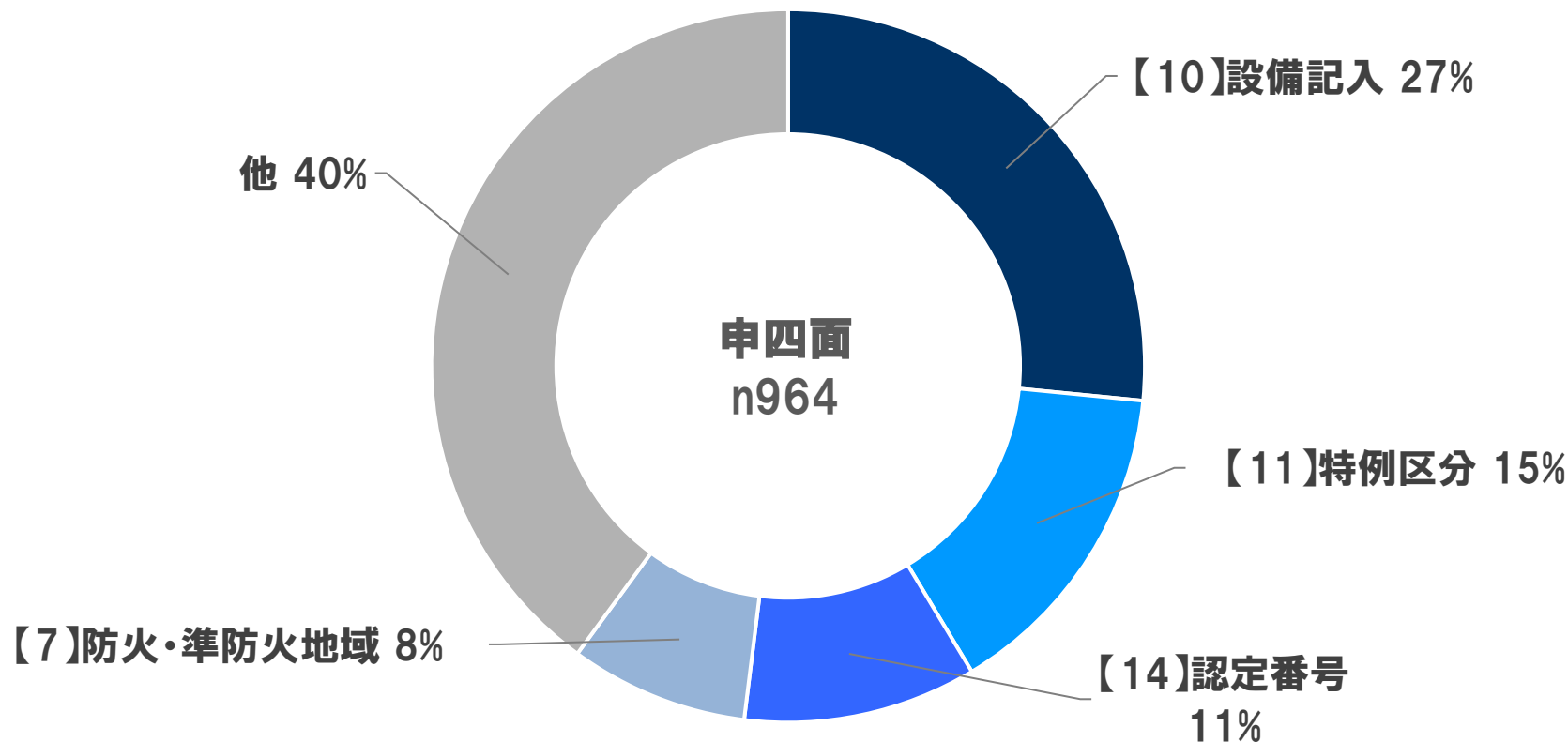
④【14】許可書・検査済証番号〈11%〉

▶申請に係る各種許可（開発、宅造、道路、地区計画等）

▶申請に係る検査済証（開発、宅造等）

2. 申請書の指摘事項の傾向

第四面



2. 申請書の指摘事項の傾向

第四面

① 【10】 設備記入 〈27%〉

- ▶電気、給排水、換気はほぼ共通して必要
- ▶ガス、空調、合併浄化槽等の記載忘れ

② 【11】 特例区分 〈15%〉

- ▶特例区分の誤記（有3・有4）
- ▶特に付属建物（車庫や物置等）の特例有の記載忘れに注意

③ 【14】 認定番号 〈11%〉

- ▶防火認定番号を記載
- ▶認定番号や仕様の図面との不整合

2. 申請書の指摘事項の傾向

第四面

④【7】 防火・準防火地域〈8%〉

▶チェック区分の誤記

▶法第61条（防火・準防火地域）の規定に当てはまるものにチェック

ex.)22条区域内の任意準耐火建築物や木造3階建て共同住宅等は、あくまでも**法第61条の適用は受けない**

☐ 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

☐ 耐火建築物

☐ 延焼防止建築物

☐ 準耐火建築物

☐ 準延焼防止建築物

☐ その他

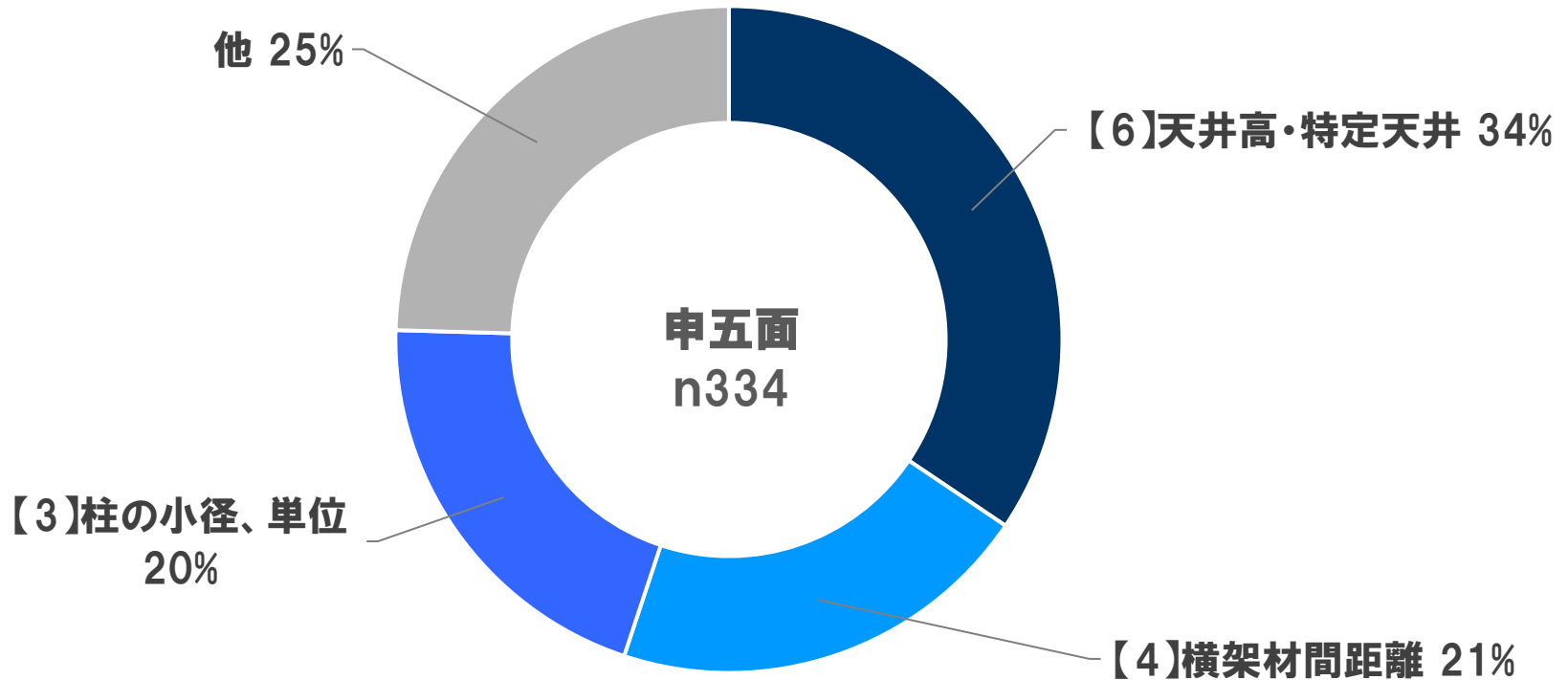
☒ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

第61条 防火地域及び準防火地域内の建築物

防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ2メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。

2. 申請書の指摘事項の傾向

第五面



2. 申請書の指摘事項の傾向

第五面

① 【6】 天井高・特定天井 〈34%〉

- ▶居室の天井高さの未記入/図面との不整合
- ▶最も低い居室の天井高を記載
- ▶特定天井の有無が未記入（居室の有無は問わずに記載要）

② 【4】 横架材間距離 〈21%〉

- ▶横架材間距離が図面と不整合

③ 【3】 柱の小径 〈20%〉

- ▶柱の小径・単位が未記入

3. 工事届のよくある指摘事項紹介



3. 工事届のよくある指摘事項

第一面

- ▶ 建て主様氏名の連名時における記載
- ▶ 施工者欄の担当者氏名と連絡先の記載

第二・三面

- ▶ 各面積関係の誤り

▼ 建築工事届第一面 記入例

第四十号様式（第八条関係）（A4）

建築基準法第15条第1項の規定による
建築工事届
（第一面）

2025 年 6 月 1 日

東京都

知事 様

建築主

氏名	国土 太郎
郵便番号	100 - 0013
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2
電話番号	03 - XXXX - XXXX

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名	建設 一郎
営業所名（建築士事務所名）	〇〇建設株式会社
郵便番号	100 - 0013
所在地	東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
電話番号	03 - XXXX - XXXX
担当者の氏名	建設 二郎
担当者の電話番号	03 - XXXX - XXXX

工事監理者

氏名	交通 花子
営業所名（建築士事務所名）	〇〇設計事務所
郵便番号	100 - 0013
所在地	東京都千代田区霞が関 2 - 2 - 1
電話番号	03 - XXXX - XXXX

建築確認

確認済証番号	第 XXX 号
確認済証交付年月日	2025 年 5 月 31 日
確認済証交付者	〇〇〇

除却工事施工者

氏名	
営業所名	
郵便番号	-
所在地	

工事施工者（設計者又は代理者）

工事施工者が未定の場合は、設計者又は代理者についてご記入ください。
担当者の氏名欄には、記入した建築工事届の内容がわかる方の氏名をご記入ください。ご記入いただいた内容についてお問い合わせさせていただく場合がございます。

3. 工事届のよくある指摘事項

建築工事届 記入の手引き（国土交通省）

R8.6に内容が一部改訂

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr4_000025.html



引続きセミナーをご覧ください

